

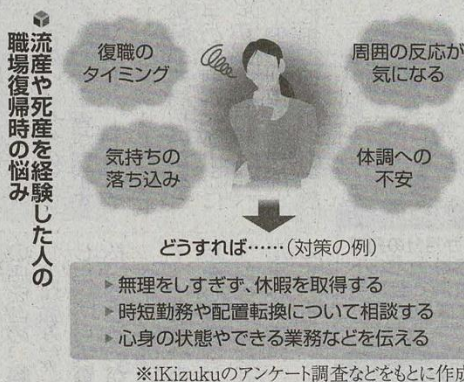
流産・死産後の復職を支援

妊娠した人の15%前後が流産を経験するとされ、妊娠12週以降に胎児が亡くなる死産は、昨年は約1万6000人上った。心身の大きな負担を和らげる取り組みが広がる中、働きながら流産や死産を経験した人に対する支援も課題になっている。(沼尻知子)

「調べても、死産の後の職場復帰についての情報は見つからなかった。復帰を急ぎすぎってしまった」
5年前、妊娠18週で死産を経験した神奈川県某の社員、藤川なおさん(39)は振り返る。

順調に産出できると考えていた安定期の突然の出来事。赤ちゃんを失ったショックに、急に仕事を休んで迷惑をかけたという思いや復帰を焦る気持ちも重なった。適切な相談先を見つけたことはできなかった。死産も対象になる産後休業(産休)の後に復帰したが、うつ病と診断され、さらに3か月仕事を休むことになった。「死産後の心身の状態や職場復帰の注意点を知っていたら、病気になる

労基法の「産休8週間」周知されず



働く女性の流産や死産について情報発信する「iKizuku」を結成した藤川さん(右)と星野さん

自助グループで情報交換

「ほど落ち込むことはなかったかもしれない」と話す。流産や死産の後は出血がしばらく続いたり、ホルモンバランスが崩れたりして体への負担が大きい。妊娠4か月以降(12週以降)の死産では、労働基準法で原則8週間の産休が義務付けられているが、十分に知られていないと言えない。

3年前に妊娠15週で死産した東京都某の会社員、星野よしみさん(39)は「自分も上司も、産休の対象になると知らなかった」と話す。労務の担当部署に問い合わせたことで産休を取得できたが、「流産や死産は話

題にしにくいためか、必要な情報が、当事者や勤務を管理する立場の人に届いていない」と感じたという。

SNSがきっかけでつながった藤川さんと星野さんは昨年、流産・死産を経験した働く女性を支援する自助グループ「iKizuku」(アイキズク)を作った。当事者が体験を共有する座談会や、企業や自治体の担当者向けのセミナーを開くなど、情報発信を開始。

心身整うまで時短・リモートも

都内を中心に活動している「お空の天使パパ&ママの会(WAITS)」は、流産・死産などの当事者が悲しみや孤独感を和らげられるよう、体験を語り合う会を開いている。

代表の石井慶子さん(65)も子どもを早産で亡くした経験がある。公民館の会議室などで少人数で定期的に開いているこの会は、約20年前にスタート。「相談できる場所がなく、一人でつらい時期があった」という自身の経験から、「どんなことでもいいですよ」と優しく促す。

参加者が口にする思いは人それぞれだが、最近増えているのが、仕事に関すること。「職場の人はどう伝えたらいいか」「子どもについて聞かれたらどうしよう」など、職場復帰に向けてのポイントやまとめたハンドブックも作成した。

星野さんは「安静にすべき時に、赤ちゃんを失った喪失感の中、制度を調べなければならぬのは負担が大きい。わかりやすい周知が必要だ」と訴える。藤川さんも「働く女性にとって、仕事にどう復帰するかは切実な問題。心身の状態などを企業側も知ることで、相談しやすい職場が増えてほしい」と期待している。

「個人差はあるが、8週間の産後休業で悲しみから気持ちを整え、仕事を始めるまでになるのはかなり厳しい」という石井さん。時短勤務やリモート勤務を提案するなど、無理をしないように伝えているという。

厚生労働省の2020年の調査では、流産・死産の経験者のうち、最もつらい時期にうつや不安障害を疑われる状況だった人が65%。1年以上経過後も3割以上がつらさを感じていた。石井さんは「悲しみは短期間で癒えるものではなく、長い目で見守ることが大切だ」と話す。

自治体もケア 相談窓口や情報提供

晩産化や不妊治療の広がりもあり、流産や死産を経験した人に対する支援の必要性が高まっている。

厚生労働省は昨年5月、グリーンケア(悲しみのケア)に取り組むよう、全国の自治体に通知を出した。担当者向けの手引も作成し、相談窓口の設置や情報提供の強化を求めている。

働く女性が増える中、今年9月には、ホームページ「女性にやさしい職場づく

りナビ」に関連情報を追加。身体的、精神的負担への配慮を企業に呼びかけた。

岡山大で流産や死産を経験した人の相談を担当する中塚幹也教授(生殖医学)は「病院での治療が終わると、その後の相談先が見つからず孤立しやすい。医療機関と自治体が連携し、保健師が訪問したり、専門の相談窓口を紹介したりすることで支援を継続する仕組みが必要だ」と話している。

働く女性のための制度の例

産後休業
▽妊娠4か月以降の流産・死産などでは、原則8週間、就業できない(通常の出産後と同じ)
▽健康保険(健保組合や協会けんぽ)から、休業前の賃金の3分の2相当を支給
母性健康管理措置
▽健康診査を受ける時間の確保や、医師が指導する休業を取らせることを事業主に義務づける
▽対象は、流産・死産後1年以内(週数は問わない)